

毎日の生活のためになる情報を
たくさんお届けします!

Information

インフォメーション

お知らせ



新任の民生児童委員と 主任児童委員を紹介します

三本木地区Ⅲ(主要地方道名古屋津島線バイパス北側・花常三本木線西側)の民生児童委員として磯野雪枝氏、主任児童委員として佐治ちひろ氏が、厚生労働大臣から委嘱されました。



民生児童委員
磯野 雪枝 氏



主任児童委員
佐治 ちひろ 氏

家庭関係や生活等での心配ごとがありましたら、担当地区の民生児童委員にご相談ください。児童福祉に関することは、主任児童委員にご相談ください。

問合せ先 役場 民生課
内線 165・168

5・6月は社会福祉協議会 会員入会強調月間

社会福祉協議会とは?

ボランティアや保健・医療・福祉などの関係者、行政機関の協力を得て、「誰もが暮らしやすい町」を目指す民間の団体(社会福祉法人)です。

地域福祉の推進を図るため、さまざまな活動を展開しています。本会では、事業にご理解、ご協力いただける方を会員として募集しています。ぜひご入会ください。

会費の使途

敬老会やふれあいフェスティバルの開催、生活困窮者への支援、ボランティアセンターの運営等

年会費(1口)

個人会員 1000円

法人会員 1万円

入会方法

社会福祉協議会窓口、役場民生課窓口でお申し込みください。町内の各金融機関からも振り込みできます。

問合せ先

社会福祉協議会
☎(442)0990

住宅用太陽光発電 システム設置費補助金

住宅用太陽光発電システムを設置される方に対し、費用の一部を補助します。

補助対象システム

- ・住宅(店舗等との併用住宅を含む)の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流ありで連系し、かつ太陽電池の最大出力が10キロワット未満であること
- ・増設する場合、既設分を含めて10キロワット未満であること
- ・未使用品であること
- ・電力会社と電力供給契約を締結すること

補助対象者

- ・自ら居住し、または居住を予定する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方(既に設置されている方、設置工事を開始している方は対象外)
- ・申請年度内にシステムの運用を開始することができる方(要綱に定める期限までに実績報告書を提出できること)
- ・過去にシステムの設置に関し、町から補助金の交付を受けていない方

※自らの所有でない住宅にシステムを設置する場合、住宅の所有者の承諾書が必要です。
 ※集合住宅にシステムを設置する場合、電力会社と自ら居住する部分のみ電力供給契約を締結するときに限り、補助の対象とします。
補助金額 1システム3万円
その他
 ・詳細は、町ホームページをご覧ください。
 ・申請書様式は産業環境課窓口で配布、または町ホームページからダウンロードできます。
申込・問合せ先 役場 産業環境課 内線159

防犯対策 防犯カメラ等補助金

安全で安心して生活できる地域社会を実現するために、防犯対策として、戸数10戸以上の集合住宅の共用部分等や駐車台数10台以上の駐車場に防犯カメラ等を購入し、今年度設置する管理組合、所有者の方に対し、補助金を交付します。
対象 町内に所在する①～③に該当する方で、県が定める「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」のほか町が定める条件、遵守事項等を遵守できる方
①分譲マンションは、戸数10戸以上の物件の管理組合
②賃貸共同住宅(社宅、寮等を除く)は、戸数10戸以上の物件の所有者
③駐車場は、自動車10台以上駐車可能な物件の所有者
 ※補助金の交付は、1対象者につき1回限りとします。
補助金額 防犯カメラ等購入設置金額の2分の1以内とし、5万円を限度額とします。(1000円未満切り捨て)
 ※維持管理費用、地代・占用料等は除く
受付期間 平成31年2月末日まで
申請方法等 防犯カメラ等を設置しようとする方は、事前に役場防災危機管理課へご相談ください。
 ※予算の範囲内で補助金を交付します。申請の受け付けを停止します。
申込・問合せ先 役場 防災危機管理課 内線151

募集
児童クラブ指導員
採用予定人員 若干名
資格 高卒以上、健康で子どもと遊ぶのが好きな方(資格は問いません。有資格者優遇)
勤務日 月～土曜(祝日を除く)
勤務時間
 ・平日 児童の下校時刻～午後7時
 ・土曜 午前8時30分～午後6時までのうち、5～7時間以内
 ・学校休業日 午前7時30分～午後7時までのうち、5～7時間以内(日曜を除く)
勤務地 東部、西部、南部児童クラブのいずれか
賃金 時給1000円以上(有資格者優遇)
選考方法 書類および面接
提出書類 履歴書、有資格者は資格者証の写し(教員免許または保育士証)
提出期限 随時
採用時期 随時
申込・問合せ先 児童センター

(社会福祉協議会内)
 ☎(441)1781
お願い
個人番号(マイナンバー)カードの受け取りのお願い
 個人番号カードを申し込まれ、案内はがき「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」が届いた方は、役場住民課での早急な受け取りにご協力ください。
受取可能時間 月～金曜の役場開庁時間内(祝日を除く)
問合せ先 役場 住民課 内線174
赤十字社資にご協力お願いします
 毎年皆さんからお寄せいただく赤十字の「社資」は、災害救護

お知らせ 募集

お問い合わせ 相談

スポーツ 催し

講座・教室

や医療活動など、人命を守り救うため幅広い活動の事業資金として運用されています。

今年も5月に社資の募集を行います。赤十字事業の趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

問合せ先 日赤大治町分区(役場民生課) 内線165

製造事業所の方へ
平成30年工業統計調査にご回答ください

経済産業省では、6月1日現在で「工業統計調査」を全国二斉に実施します。

この調査は、全国の工業の実態を明らかにすることを目的として、製造業に属する事業所を対象に行う重要な調査です。

調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として使われるなど、広く利用されています。

調査をお願いする事業所へは、県知事が任命した統計調査員が5月中旬から調査票を持って伺います。(一部事業所は経済産業

省から直接郵送で届きます。)お忙しい時期ですが、ご回答をお願いします。

なお、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

問合せ先 役場企画課 内線126

相談



行政相談

総務省では、国や特殊法人などの仕事について、国民の皆さんから直接、苦情や意見・要望を聞き、その解決を図るとともに、行政運営の改善に反映させるため、各市町村に1名以上の行政相談委員を配置して「行政相談」を行っています。

保険・年金、国税、登記、消費者保護、国の行政機関等の窓口サービスなどについて、苦情や意見・要望、あるいは分からないことが

あれば、行政相談委員や名古屋総合行政相談所または総務省中部管区行政評価局へお気軽にご相談ください。

相談は来訪、電話、文書、インターネットいずれの方法でも可能です。なお、相談については無料で、秘密は厳守します。

行政相談委員



初鹿野 泰子氏
(砂子)
☎(444) 2916



安井 兼光氏
(堀之内)
☎(444) 4871

● 役場での相談

とき 毎月第2火曜午後1時～3時

ところ 役場2階第2会議室

● 名古屋総合行政相談所

受付時間 午前10時～午後6時
(祝日および年末年始を除く)

☎(961) 4522

● 行政苦情110番

※電話番号は全国統一番号です。
☎0570(09)0110

● 中部管区行政評価局

首席行政相談官室

☎(972) 7416
FAX(972) 7419

HP <http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/uketsuke.html>

特設人権相談

6月1日(金)の「人権擁護委員の日」に合わせ、特設人権相談所を開設します。日常生活の中で不当な差別や偏見等でお悩みの方は、この機会をご利用ください。相談は無料で秘密は厳守します。

とき 6月1日(金)午前10時～正午

ところ 役場2階第2会議室
相談員 町の人権擁護委員

※今回の特設相談所とは別に、毎月(第2火曜 午後1時～3時)に役場で人権相談を実施しています。お気軽にお出掛けください。

お知らせ

募

集

お願い

相談

スポーツ

催

し

講座・教室

問合せ先 役場 民生課
内線 165・168

心配ごと相談

専門の相談員(民生委員・児童委員)が、相談に応じます。

事前の予約は必要ありません。お電話での相談を希望される方は、相談開設時に、直通電話へおかけください。プライバシーは厳守しますのでお気軽にご利用ください。

とき 5月1日(火)午後2時～4時

ところ 総合福祉センター 1階 相談室

心配ごと直通電話(社会福祉協議会)

☎(442)7793

消費生活相談

訪問販売やインターネット、マルチ商法などの契約に関するトラブル、悪質商法や商品・サービス

スに関するトラブル、多重債務などに専門の相談員が応じます。少しでも不安に感じたら、一人で悩まずに窓口または電話でご相談ください。

相談時間 月～金曜 午前9時～午後4時30分

対象 海部地域在住の方
相談料 無料

巡回相談 センターでの相談のほか、海部地区の市町村で週1回相談を受け付けます。

本町は、毎週火曜 午後1時30分から4時まで、役場 2階第8会議室で相談できます(相談日時、場所は変更となる場合があります)。

相談・問合せ先 海部総合庁舎 1階 海部県民センター内 海部地域消費生活センター

☎0567(23)0150

司法書士による 相続・登記・成年後見等相談

司法書士による相続・登記・成年後見等相談を行います。相談は事前に予約が必要です。相談

時間は1組25分程度で、受付順とします。

プライバシーは厳守しますので、お気軽にお申し込みください。

とき 5月15日(火)午後2時～4時

ところ 総合福祉センター 1階 相談室

内容 登記・相続・多重債務・民事一般・成年後見・家事事件など

定員 4組(要予約)
相談料 無料

申込期限 5月10日(木)
申込・問合せ先 社会福祉協議会

☎(442)0990

スポーツ



体育協会主催

町民バレーボール大会

とき 6月17日(日)午前9時

ところ スポーツセンター

対象 町内在住・在勤で中学生以上の方および主管クラブ員

部門

- 男子の部(6人制)

- 15名以内(選手12名以内)

- 女子の部(9人制)

- 15名以内(選手12名以内)

※男女とも監督、副監督、マネージャーは成人に限る

参加費(傷害保険料を含む)

中学生 100円

一般 200円

※大会開催中の傷害については応急手当てをしますが、その後の責任はスポーツ傷害保険の範囲内とします。

持ち物 体育館シューズ

申込期間 5月7日(月)～6月1日(金)

抽選および代表者会 6月9日

(土)午後7時スポーツセンター

主管クラブ 家庭婦人バレーボール連盟

申込・問合せ先 スポーツセンター
☎(443)7077



体育協会主催
町民バドミントン大会

とき 6月10日(日)午前9時

ところ スポーツセンター

対象 町内在住・在勤で小学5年生以上の方および主管クラブ員部門 個人戦、男女混合(ダブルス)ラント別

競技方法 リーグ戦形式

参加費(傷害保険料を含む)

中学生以下 100円

一般 200円

※大会開催中の傷害については応急手当をしますが、その後の責任はスポーツ傷害保険の範囲内とします。

持ち物 体育館シューズ

※ラケットは貸し出します。

申込期間 5月7日(月)～6月1日(金)

1日(金)

主管クラブ バドミントンクラブ

申込・問合せ先 スポーツセンター

〒(443)7077



催し



はるちゃんカフェ
(認知症カフェ)

認知症の方やその家族、地域の方々、関係者が集まってお話をしたり、悩みを打ち明ける場です。お茶やお菓子を食べながらほっと一息。ふらっとお好きな時間にお立ち寄りください。

とき 5月10日(木)午後1時30分～3時30分

ところ 総合福祉センター 1階会議室

内容 「認知症カフェってなんだろう?」

イベント 「風船バレー」

参加費 無料(予約不要)

問合せ先 愛の家グループホームおおはる

〒(449)6013

役場 民生課 内線115・158

役割 民生課 内線115・158

役割 民生課 内線115・158

役割 民生課 内線115・158

役割 民生課 内線115・158

役割 民生課 内線115・158

役割 民生課 内線115・158

役割 民生課 内線115・158

講座・教室



身に付けよう応急手当
普通救命講習Ⅰ

とき 5月27日(日)午後1時～4時

ところ 海部東部消防組合消防本部 講堂

対象 大治町・あま市に在住・在勤・在学の方で満15歳以上の方

内容 成人に対する心肺蘇生法、出血時の止血法

定員 15名

費用 無料

申込期間 5月7日(月)～20日(日)

申込場所 海部東部消防組合消防本部消防署・北分署・南分署

申込方法 普及講習受講申請書で受け付けます。

※申請書は、消防本部・各消防署で配布、または海部東部消防本部ホームページからダウンロードできます。

※メール・電話・ファクスでの申し込みはできません。

問合せ先 海部東部消防組合消防署消防課

〒(442)1605

HP <http://www.amatobu-119.jp>

役割 消防課 内線115・158

地域包括支援センター

〒(442)0857

役割 支援センター

役割 支援センター

役割 支援センター

役割 支援センター

役割 支援センター

認知症サポーター
養成講座

認知症について勉強し、誰もが暮らしやすいまちを一緒に作りませんか。まずは、認知症を知ることから始めましょう。

とき 5月12日(土)午後2時～3時30分

ところ 総合福祉センター

内容

- ・ 認知症の症状
- ・ 認知症の診断・治療、予防
- ・ 接するときの心構え
- ・ 家族の気持ちの理解
- ・ 認知症サポーターとは
- ・ おおはる劇団による寸劇など

参加費 無料

問合せ先 役場 民生課

内線115・158

地域包括支援センター

〒(442)0857

役割 支援センター

役割 支援センター

役割 支援センター

役割 支援センター

役割 支援センター

役割 支援センター

役割 支援センター

役割 支援センター